

建設業における社会保険未加入対策の概要

国土交通省

参考1

背景(建設業における課題)

- 社会保険未加入企業が多く存在し、
- いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっている
 - 適正に保険に加入し、法定福利費を負担している事業者が競争上不利になる

中央建設業審議会 提言(平成24年3月)

- 関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目指す

建設業界におけるこれまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 「社会保険未加入対策推進協議会」の設置 (H24.5～)
 - ・建設業関係団体等84団体、行政(国交省、厚労省)等で構成
 - ・実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では建設業許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
 - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 建設業許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
 - ・5年に1度の建設業許可の更新の際に保険加入状況を確認、未加入の場合は指導
 - ・指導に従わない場合は、当局(厚生労働省)に通報
 - ・立入検査時には、保険加入状況のほか、元請企業の下請企業への指導状況も確認

3. 公共工事における対策

- 公共工事における未加入企業への対策
 - ・国土交通省発注工事では、直接契約する元請企業及び一次下請企業を社会保険加入企業に限定(平成29年4月からは2次以下にも対策を拡大)
 - ・二次以下の下請企業が未加入の場合は行政から加入するよう指導
 - ・地方公共団体発注の工事においても、社会保険の対策を実施

4. 各企業の取組指針の制定・浸透

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(課長通知)の制定 (H24.11～)
 - ・ガイドラインでは、以下のように規定
 - 元請企業は、現場の関係書類等により、現場に携わる下請企業や作業員の保険加入状況を確認、未加入の場合は指導
 - 遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- 国土交通省発注工事の予定価格への反映
 - ・必要な法定福利費(社会保険料)を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した見積書のひな形(「標準見積書」)を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
 - ・国土交通省においても、見積書の活用を促進するための周知・啓発を実施
- ガイドライン上の扱い
 - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」でも、法定福利費を必要経費として考慮するよう記載